

会議録

会議の名称	平成27年度第1回 西東京市緑化審議会
開催日時	平成27年7月30日（木曜日） 午後2時から4時まで
開催場所	別棟B・C会議室
出席者	委員：伊藤委員（会長）、内田委員、鈴木委員、栗島委員、池田委員、緒方委員、高橋委員、水井委員、中村委員、池見委員、大矢委員、坂口委員 事務局：みどり環境部長 松川、みどり公園課長 高井、みどり公園課長補佐 堀口、公園計画係長 増田、公園計画課係主任 高橋昇、公園計画係主事 高橋徹朗
議題	議題1 保存樹木等補助金の見直しについて
会議資料の名称	資料1 保存樹木等所有者アンケート集計結果 資料2 保存樹木等補助金の見直し（案）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>・委員の出欠席の確認</p> <p>・事務局による資料説明</p> <p>○会長：</p> <p>資料1についての事務局からの説明により、保存樹木の所有者である一般市民に金額的な補助が行き届くようにしながら、この事業の理解を深めていくことが求められている状況かと思う。</p> <p>議題1 保存樹木等補助制度の見直し項目について</p> <p>○会長：</p> <p>保存樹木剪定の頻度が5年に一度で、補助額は5年当たりで現行制度と比べると1本当たり2万5千円が実質4万円に増額して、1.6倍になっている。</p> <p>保存樹木の補助金制度は金額や条件がポイントと思う。</p> <p>○委員：</p>	

5年当たり4万円とする場合、最初の5年を申請せず10年間持ち越して、その累積分として申請したら、倍の8万円まで補助金が出るのか。

○事務局：

他市や専門家からの意見収集、アンケート結果等より、10年に一度は長い。5年単位で区切るという考え方である。10年だと5年ごとに2回申請し、4万円×2回になる。

○委員：

毎年の申告制なので、申請しない場合には補助金はないのですか。

○事務局：

その通りです。

○委員：

5年に一度の補助というのは、5年に一度は剪定をしてください、10年放っておかないで下さいという意味があるのか。

○事務局：

アンケート結果や専門家の意見等から、5年程度の剪定であれば、樹形を維持しながら管理でき、適正に維持管理していただけたらと思う。

○委員：

補助は剪定に限定しているのか。

○会長：

実費の二分の一相当を、申請人に対して補助するものである。

○委員：

業者剪定が前提か。

○事務局：

保存樹木は大木が多いので個人で剪定は難しい。

○委員：

造園屋さんの敷地内にある保存樹はどう考えるか。

○事務局：

適正に機械等を使い事業としてやるだろうし、領収書等を添えて申請があれば当然対象になる。

○委員：

保存樹木は大木が多い、普通の植木屋は作業せず、別に専門の方に依頼するので、お金がかかる。強剪定と軽い剪定とでも違うが、例えば1本伐採すると10万単位でかかる。

○会長：

5年に一回か、10年に一回かは検討の余地がある。

○委員：

予算が厳しい中、1.6倍の増額で予算確保できるのか。

従来の本数ベースで考えているのか。

○事務局：

現在の保存樹木の本数と予算をベースに、例えば、一人1本～3本なら対応できるとして、中には7～8本の上限まで申請する方がいる場合、複数年で調整すれば、予算内でやれると考えた。

○委員：

剪定のタイミングは色々ある、緑を残す意味でもそのスパンは長いと考える。

○会長：

生垣、樹林は一律給付のまま、保存樹木に関しては剪定などを外注の比率が高いものとして実

質ベースで補助するものになっている。一律から実質ベースに変更するデメリットは、例えば申請の手間等あると思うし、また保存樹木も1本1本状況が異なると思うが、これについて意見はあるか。

○委員：

考え方はよいと思う。

○委員：

指定本数の推移やこの先どうなるという予測はあるのか。

○事務局：

全体としては緩やかな減少傾向である。指定解除の理由は、老木の枯れや管理上の問題などがある。

○会長：

補助制度を見直して実質的な増額をできないかというものだが、この設定について積極的な反対意見はあるか。

○委員：

補助金の申請がない方には補助がないのはどうか。

○会長：

申請というのは、どんな手続きが必要か。

○事務局：

所有者が造園業者等に依頼し、その後市へ交付申請して、補助金の請求には領収書なりを添付して請求いただく形を想定している。

○会長：

事前事後の現場立会いの代わりに写真を提出して、実際にかかった費用の請求書なり領収書を

提出するということか。

○事務局：

そのようなことも含めて申請方法や事務処理は実情に合う方法を考えていきたい。

○委員：

市のお金を使うのだから、実際に使われた方に出すという方が、少し面倒でも合理的であり、賛成する。

みどりを守るために手入れをしなくても補助するという現行の補助制度はどうかと思う。

○会長：

委員から制度変更に関して理解のご意見がある一方、現行の補助制度がいいという意見もあるか。

○委員：

樹木というのが都市環境の保全に資するというので、剪定とかお金がかかることを助成するところを重視したら、一律も有り得ると思う。

○会長：

異なる意見があって当然だと思う。

○委員：

市としては、全体的に保存樹木を増やそうとしているのかどうか、そういう姿勢が重要。大きな屋敷林をお持ちの方は毎年毎年少しずつやっっていくのは厄介になる。そう考えると一律の方が良いと思う。

○会長：

他の方は如何か。

○委員：

市の財政上の問題で、同じ年に16本とか20本の申請があつては予算が足りないので、8本限度とすれば何とかなるのではないかという意味か。

○事務局：

8本の根拠は実際個人の方で一人だけ37本という方がいる。8本×5年=40本で、5年を通せば一番所有の多い個人の方でも補助の対応はできると、ということで8本が適当であると考えている。

また、申請限度の本数は予算を見ながら、市民の方に十分対応できるような形で、5本以内の所有者が圧倒的に多い現状と、中には屋敷林などの所有者もいるなかで、それらのバランスを考え8本としている。

○会長：

一般の方は5年に1回剪定を1度に頼めば手続きとして済んで、一部の樹木を多く所有する個人の方は5回に分けて毎年補助申請するという少し手間だが制度をフル活用していくことになり、所有樹木の極端に多い企業に関しては、そこを頼りにしないという提案になっている。

○委員：

8本で困る人は少なそうなので、8本でよいと考える。

○委員：

保存するだけでなく、緑には手入れが必要だと思う。

○会長：

補助制度の見直しについてはご理解をいただいている方が多いようではあるが、特にご意見はあるか。

○委員：

基本的には賛成だが、5年ごとの補助金という形で繰り越しできないという所については、繰り越し可能にしてもよいと考える。また、短い単位で剪定した方が樹木の健康のためにはよいと考えている。

ただし、5年に1回の剪定となると、樹木が自然の樹形になるまでに5年以上かかる場合もあると思うので、そうなると、景観的にも美しくないかと思う。

○委員：

私は5年に1回の補助というのには、必ずそのタイミングで剪定するというのではなく、5年から10年くらいの間で剪定をしても構わないと考える。ただ20年放っておかれたら問題だと思う。

○委員：

10年経ってから補助金を申請しても4万円が上限ということですね。

○事務局：

6年目でも4万円、また10年目でも4万円が補助金の上限ということになる。

○委員：

ただ、先ほどの意見だと5年では期間的に短すぎる。もっと長い方が景観的にはよいというご意見があった。その点はどうか。

○会長：

5年に1回剪定しなさいという制度ではない。そういう意味で5年に1回にするか、10年1回にするかという議論については、前の会議で「次に申請するまでの期間が長すぎると結局剪定できずに放ったらかしになる」ので10年については長すぎるという議論があった。

今回の原案は、それらを受け、申請期間については10年よりは短くするのがベターではないかということで事務局から出てきている案だと思う。

申請が10年以上経った場合には、補助額を上限8万円までに増やすということを含めた折衷案のようなことは実現可能か。

○事務局：

事務的、実務的、制度的な面において可能かどうか、今までそういう制度が想定されたことがなかったと思う。

ただ、今までの話の流れでは10年では長すぎるし、またアンケート結果では10年で剪定する方

は少なく5年3年という方が多かったので、限られた予算の中で効率的に活用していくことも考慮して、5年という案が適当だと考えています。

○会長：

他市をみても二つの制度を同時にやっているところはなかった、事務的にもハードルがかなり高いという気は正直している。

10年間一度も申請するチャンスがなくて、補助金額が上限8万円というより、期間が5年になり上限は4万円補助される方が、アンケート結果を見ても多くの人をカバーできる感じがする。

今回の原案の方がよりベターと思うが如何か。

○委員：

賛成である。保存樹木はある意味では危険樹木でもあり、期間を短くして剪定していく方が安全だろうという気がするが、専門的な知見では如何か。

○委員：

大木は台風で枯枝が飛び、一般の住宅の屋根や歩行者、車に危険があるので、ある程度の期間で剪定をした方が、木のためにも良いと思う。

5年くらいが妥当と思う。

○委員：

やはり5年くらいが妥当と思う。

○会長：

これまでの議論から、5年1回上限が4万円の補助金の方がベターな案になっている。次回、案をまとめて審議をいただくということで進めていきたい。

保存生垣、保存樹林に関しては一律の補助でこれまでと変更なしでよろしいですか。賠償責任保険についても前回の通りです。

補助金の見直しの内容については、この案を審議会の中での案と捉えてよろしいですか。

○委員一同：

・全員、賛成。

○会長：

保存樹木と保存樹林の重複指定の解消については、前回確定している。

5,000平方メートル以上かつ50世帯以上の一団の敷地に対して、緑化推進モデル地区という地区を指定することができるというものですが、実際そのモデル地区に対してどのような事業計画が必要かという規定はない。

この緑化推進モデル地区について審議会の中で、どのような事業をやったらいいか、という答申が求められているということです。

もう一つは、みどりの協定制度があり、内容は30世帯以上の住人たちと協定を結んだ住宅群に対して苗木などを配布するなどの事業を行うということになっている。これについて事務局から補足はあるか。

○事務局：

現在、この制度は活用されていない。せっかく制度があるので皆さんに周知をしていく形を検討したい。

緑化推進モデル地区については、資料にもあるが活用の例を挙げると、モデル地区内で、保存樹木の補助申請本数の上限を拡大すること等が想定されると考えている。対象としては自治会さんや管理組合さんなど個人が集まった団体については、個人の集まりなので、それについては一定の配慮をしてもよいという考え方から、検討してもいいのかという一つの例になる。

みどりの協定制度については、30世帯以上で申請があれば苗木配布が可能だが、緑化審議会にかけなければいけない規則になっているので、積極的な自治会がいて、地域でみどりの緑化を推進したい時に、すみやかに活用ができるように出来たらと考えたものです。

○会長：

緑化推進モデル地区と、みどりの協定制度について、積極的に活用する意味があれば提案を答申として挙げていきたい、そうでなければ保留にするという話かと思う。

○事務局：

たとえば自由管理広場という自治会が共有で管理している広場があり、そういうところも対象

になるかと思う。

○会長：

集合住宅や、自治会が所有している半公共のような利用の場にも補助を行えるようにする場合、上限自体を拡大するとか、そういったことが有り得ると思うが。

○委員：

なかなか、活用事例が想定できない。

○会長：

この条例に基づくモデル地区なり協定を結んだ住宅がどういうところなのか想定しにくいというのがあった。

○事務局：

緑化推進モデル地区は5000平方メートルの敷地が道路とか鉄道とかで区画されている地区ですが、50世帯以上の方の申請があれば市として何らかの援助をするというもの。たとえば緑化の推進に貢献するとか、地区が市として緑化の推進のモデルになるとか、そういうような地区を指定することになると思う。

みどりの協定制度については、30世帯以上の方の申請があった場合、現行では緑化審議会にかけて適切かどうかを考えるが、申請があった場合、現行の規則では苗木を配布するという事となる。

手続き的にハードルが高く申請が少ないのが現状ですが、せっかく2つの制度があるので、こういう制度を活用して緑化の推進に役立てていただけたらと思う。

○会長：

みどりの協定制度で、制度で指定された30世帯の以上の方々はいるのか。

○事務局：

いません。

○会長：

実質的にはこの二つの事業は先ほどのように事業計画自体がない。

委員の話にあった別案について、意見がありましたらご発言いただきたい。

○委員：

先ほどの緑化推進モデル地区はだれが見てもモデル地区になるようなことだと思う。

なにげないようなところでもやれば出来るんだという、そういう地区がモデル地区なのではないか。

オープンガーデンとか、道路の植込み地の空いているところがあり、そこに近所の人が草花を作り緑にしている。そういうところがモデル地区だと思う。

○会長：

みどりの協定制度は、地域の人たちで緑化についての取り組みに対して市がなにかサポートすることだと思う、苗木配布以外にも何かあるかもしれない。その他に市の方でサポートできることはありますか。

○委員：

事例はありますか。

○事務局：

23区では練馬区とかがやられていると聞いている。

○会長：

具体的なご意見がありましたら、委員の方から事務局に挙げてもらい、次回会議で盛り込むのはどうか。

○事務局：

はい、よろしくお願いします。

○会長：

緑の協定制度については、苗木の配布というのは事業の中では条例等でうたわれているのか。

○事務局：

規則にあります。

○会長：

規則ということですので、皆さんの提案を規則の中に盛り込むということで一つの方針にすることができると考える。また、条例規則にあるという「申請があるたびに、毎回緑化審議会で審議する」という手続きは不要と考える。

○一同：

・全員、賛成。

○会長：

保存樹林における樹木の集団の指定基準の見直しについて、保存樹林の指定規模は現行100平方メートルという形で、事務局が言うように指定が外れるわけではない。今後新たに申請がある樹林については、100平方メートルを300平方メートルに変更するという案です。

他自治体についての資料を見ると、大体300平方メートル内外。東久留米市は1000平方メートル。また根拠として、「国の都市美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令では500平方メートルという規定」がある、おそらく各自治体はそれに準じて500平方メートルなり、300平方メートル、330平方メートルという数字になっていると思われる。

今回はそれを見直して300平方メートルということである。

○委員：

現行の指定されているものについては減らない、指定は外さないということで、新たな申請から適用ということですか。

○会長：

その通りです。

○委員：

変更する目的は何か。

○事務局：

市町村合併するとき、その時点では田無市だけが樹林指定があり保谷市には樹林指定というの
がなかった、100平方メートルというのは他市の状況を見ても妥当ではない。樹林の外観から見
ても他市標準から見ても300平方メートルくらいが適正だろうと考えた。また、もう一つは田無
地区だけにしかなかったということがあり、今後緑化を推進する場合はこの制度を審議会で答申
していただいた後に全市的に、周知する形にして緑化を推進していきたいと考えている。

○会長：

300平方メートルという数字に見直しというのは妥当と判断してもよろしいですか。

○一同：

・全員、賛成。

○会長：

いろいろご意見ありがとうございました。

資料2における見直し案について、ご意見を頂戴しましたので、この意見を踏まえての答申案
についてとりまとめを次回の審議会でしたいと思う。

・次回の日程について

10月30日（金曜日）に決定。

○会長：

以上で、本日の全日程は終了とする。

平成27年度第1回西東京市緑化審議会を閉会する。

以上